

↳ 債権放棄と貸倒れ

Q : 当社の取引先で2年前に不渡手形を出したところがあります。売掛金の回収に努めていますがなかなか回収できません。貸倒れ処理することは可能でしょうか。

A : 次の場合には可能です。

【解説】

会社の有する売掛金、貸付金その他の債権(貸金等)について、次に掲げる事実が生じた場合には、それぞれの金額をその事実の発生した事業年度において、貸倒れとして損金の額に算入することができますので、得意先に対し債権放棄をする、又はその売掛債権が一定の売掛債権であるときは損金経理をすれば、貸倒損失として処理することができます。

1. 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
2. 商法の規定による特別清算に係る協定の認可もしくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
3. 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で合理的な基準により切り捨てられることとなった部分の金額
4. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

